

卷末資料

入札制度改善行動計画

平成12年4月

北海道

この入札制度改善行動計画は、入札制度改善委員会が策定した「入札制度等の改善方策」を的確に推進するため、今後3年間にわたり道が行うべき改善事項を決定するものである。

計画策定に当たっては、「競争性の促進」、「不当な関与の排除」及び「実効性の確保」を基本的な視点とし、公共工事に係る入札制度を企業の経営努力や創意工夫が的確に反映される制度に改善することなどを目的としている。

今後、入札・契約業務に携わる職員はもとより、すべての道職員の徹底した意識改革を図るとともに、行動計画に則って、関係部局の連携・協力の下、全力を挙げて以下の改善事項を推進する。

改善事項については、原則として平成12年5月1日以降に実施される入札・契約業務から適用する。

なお、行動計画は、「入札制度等の改善方策」に示された「改善の基本的視点」及び「具体的な改善方策」の趣旨を踏まえ推進する。

競争性の促進

1 一般競争入札の拡大

一般競争入札の対象工事の拡大を行うとともに地域限定型一般競争入札を本格的に実施する。

(1) 大規模な工事に対する一般競争入札の拡大

一般競争入札の対象とする工事を漸次現行の25億円以上から5億円以上に拡大する。

(2) 地域限定型一般競争入札の本格実施

一般競争入札に地域要件を加味した地域限定型一般競争入札を本格的に実施する。

行き過ぎた地域要件の設定は、競争性を制限することにつながるため、競争性の確保に十分配慮する。

2 指名競争入札の改善

従来の指名競争入札を「ランダム・カット式」指名競争入札に移行するとともに、指名競争入札の基準の見直しなどを行う。

(1) 「ランダム・カット式」指名競争入札への移行

指名に関する恣意性を排除するため、指名選考委員会において従来より具体的で明確な指名基準に基づき一旦業者を選考し、さらに無作為な選定を行う「ランダム・カット式」指名競争入札に移行する。

(2) **公募型指名競争入札の拡大**

公募型指名競争入札の対象とする工事を技術的難易度の高いものに加えて、漸次 3 億円以上 5 億円未満の工事に拡大する。

(3) **工事希望型指名競争入札の導入**

受注意欲を反映するとともに技術的適性を把握するため、指名業者の選考に先立って、受注希望の確認をする工事希望型指名競争入札を導入する。

(4) **指名競争入札の基準等の見直し**

入札参加者の指名手続の透明性、公正性をより一層高めるため、基準等の見直しを行う。

なお、公共工事以外の入札・契約についても可能な限り、取り組むものとする。

ア 指名基準の具体化及び明確化

過去の受注実績や優良工事施工実績等を考慮した基準に改めることにより、指名基準を一層具体的及び明確なものとする。

イ 新規参入者の指名の促進

過去に指名実績のない業者を指名する場合の基準を明確化する。その場合には、他官庁や民間の実績を考慮する。

ウ 入札参加者の指名数の拡大

指名競争入札参加者の工事等級に合わせた下限を現行の 1 . 5 倍程度とする。

・ 一般土木工事の例

A 等級工事	10 人	15 人
B 等級工事	7 人	10 人
C、D、E 等級工事	5 人	7 人

エ 指名業者名の公表

指名業者名の公表は、入札執行時とする。

オ 指名選考委員会の運営の充実強化

成立要件や議決要件を強化する。

実質的な審議が行われるよう開催回数や審議時間に留意する。

持ち回り審議は、禁止する。

カ 指名選考過程の公表

指名選考過程及びその理由、議決の状況などを公表する。

キ 資格制度の見直し

資格区分や等級区分に対応する予定価格の額の見直しを行う。

3 VE方式の試行拡大

技術力による競争を促進するためVE方式（Value Engineering 価値工学）の試行を拡大する。

4 実施目標の設定

一般競争入札、地域限定型一般競争入札、公募型指名競争入札、工事希望型指名競争入札及びVE方式を合わせて、今後3年間で全入札件数（工事）の30%まで拡大する。農政、水産、林務、建築及び土木の各部門ごとに年次計画を作成し、実行する。

不当な関与の排除

1 公正な入札の確保

(1) 公正な入札を妨げる行為の禁止

公正な入札を妨げる行為を防止するため、禁止事項を明確に定め、業者に対して不当な関与を行わないことを徹底する。これに違反した職員に対しては、厳正な処分を行う。

(2) 不良不適格業者等の排除

契約の適正な履行を確保するため、不良不適格業者等を排除する。

ア 競争入札参加資格の厳格化

納税証明書提出を義務づけるなど競争入札資格要件の強化や関係機関との連携に努める。

イ 法令違反等への厳正な対処

競争入札参加資格者の法令違反等に厳正に対処する。

ウ 指名停止措置の強化

談合に関する指名停止期間を大幅に延長するなど指名停止措置を強化する。

(3) 公正な入札の確保

競争性を高めるため公正な入札を確保する。

ア 低入札価格調査制度の活用

低価格での落札を促進する観点から、低入札価格調査制度を積極的に活用する。

イ 分割発注の適正化

恣意的な分割発注は行わない。

ウ 明確な入札条件の提示

仕様書や設計書等により、明確な入札条件を提示する。

(4) 予定価格の取扱い

公正な入札を担保するため、予定価格の取扱いは厳格に行う。

ア 予定価格の秘密性の確保

予定価格調書の作成は、決定権者自ら決めることを徹底するとともに厳正な管理を行う。

なお、平成12年度において予定価格の在り方を検討する。

イ 予定価格の事後公表の充実

公共工事の予定価格の事後公表に際し、予定価格に対する落札価格や他の入札価格の比率を公表する。

ウ 予定価格の事前公表の試行

予定価格の事前公表は、効果を検証する資料が不足しているため、引き続き試行を継続する。

なお、試行に当たっては、業者の積算意欲の減退等を防止するため、積算内訳書の提出を義務づける。

(5) 随意契約の適切な採用

随意契約による場合の妥当性や業者選考の過程の透明性の確保のため、その在り方について検討する。また、工事に係る「随意契約ガイドライン」を策定する。

(6) 談合情報の取扱いの適正化

公正取引委員会への通報や入札の取り止め基準などを定めた談合情報の取扱い（マニュアル）を全庁的に統一する。

2 積極的な情報の公開

(1) 入札執行の透明性の確保

公共工事については、入札の日時等を公表し、入札執行を公開する。

(2) 入札結果、資格審査結果等の公表方法の改善

入札結果、経営事項審査結果及び格付け結果は、行政情報センター、行政情報コーナー及びインターネットで公表する。

また、工事等の執行予定や入札公告は、インターネットでの公表を検討する。

実効性の確保

1 行動計画の推進体制

(1) 入札等監理委員会の設置

学識経験者等第三者の参画を得て、公共工事の入札手続等に関する点検及び改善事項の推進を図ることを目的に、入札等監理委員会を設置する。

ア 構成 委員長：副知事

第三者：学識経験者等（3人）

道関係：総務部長、総合企画部長、出納局長

イ 所掌事務

(ア) 入札手続等に関する事後点検

(イ) 行動計画の進捗状況の把握

(ウ) 上記に関する意見の申出

(2) 推進部門の設置

行動計画に基づき、公共工事の入札制度等の改善を図るため、その推進体制を整備する。

ア 設置部署 総務部

イ 設置内容

(ア) 入札指導監察監の設置

入札指導監察監を専任配置する。

(イ) 専掌の事務部門の設置

入札指導監察監のもとに、入札制度等の改善に関する事務を専掌する部門を設置する。

ウ 所掌事務

(ア) 行動計画の推進管理

(イ) 入札手続等の指導・監察

(ウ) 入札等監理委員会の庶務

2 支庁における入札関係業務等の執行体制

支庁における公共工事に係る設計・積算部門と入札関係業務部門を分離・再編し、内部牽制機能を高めるため、総務部会計課に入札関係業務を所掌する事業管理室を設置する。所掌事務は、入札関係業務の執行及び管理並びに入札制度等の改善事項の実施及び推進管理とする。

3 「入札制度改善白書（仮称）」の公表

行動計画の進捗状況や入札手続等の点検評価結果を入札等監理委員会が毎年取りまとめ、「入札制度改善白書（仮称）」として公表する。